

はじめまして

# 中核機関にしもろ地区 権利擁護推進センターつなご

けんりようごすいしん

私たち「つなご」は、高齢者や認知症、障がいのある方々と、そのご家族を対象に、「支援を必要とされる方」と「制度」をつなぐ活動をしています！私たちは、「すべての方が自分らしく生き生きと暮らす西諸」を目指しています！

たとえば、こんなことでお困りではありませんか？

認知症の母親の通帳から、必要な現金を引き出そうとしたら銀行から、成年後見制度の利用をすすめられたどうすれば？



今は元気ですが自分が認知症になってしまった時など将来手続きやお金の管理が不安だな



障がいをもつ息子の将来が心配…自分にもしもの事があつた時にどうしたらいいの？



こんなお悩みには、**成年後見制度**を利用することをおすすめします！

せいねんこうけんせいど

## 成年後見制度とは、

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、ご自身で判断ができないことがらについて、家庭裁判所を通して選ばれた後見人等が、ご本人の代わりに、契約行為や財産管理などを行うことで、本人の権利を守るという制度です。



気になる事や  
知りたい事を  
気軽に相談！

毎月  
開催

〔同時開催〕

## 無料相談会 後見人等のつどい

弁護士・司法書士・社会福祉士が対応します。  
会場などの詳細は、つなごまでお問合せください。

## 誰でも相談できるの？

どなたでもご相談いただけます！  
ご相談の際には、事前のご予約をお願いします。チームで相談対応させていただきます。個人情報  
は守秘いたします。

## 実際にかかる費用は？

ご相談は、何回でも無料です。  
成年後見制度を利用し、専門職へ依頼した場合は、家庭裁判所への申立費用として、約8万円～10万円が必要となります。

どんな些細なことでも  
私にお問合せください！



社会福祉士・精神保健福祉士  
介護福祉士・介護支援専門員  
センター長 **永井 泰裕**

受付日時

平日 8:30～17:30  
土日祝日は休みとなります  
まずは、お電話ください！

☎ 0984-27-3358

ご相談から後見人がつくまでの流れをご説明します！

ご相談

ケース検討



「つなご」が相談を受け、  
情報把握をします

にしもろ地域連携ネットワークを活用！！  
専門会議を行い、適切な後見人候補者を決めます！

弁護士や司法書士、社会福祉協議会や医療機関、行政等と連携し、  
相談者一人ひとりに寄り添ったサポートづくりを検討します。

※ご相談から後見人決定まで、4ヶ月～半年程度かかります。

家庭裁判所へ申し立て

受任

後見人等決定



中核機関にしもろ地区  
権利擁護推進センター つなご

TEL : 0984-27-3358

〒886-0004  
宮崎県小林市細野389番地1  
FAX : 0984-27-3127  
Email : tunago@eagle.ocn.ne.jp



最新情報などを  
Instagramで  
お知らせしています！

